

平成 25 年 6 月 11 日
海 事 局 海 技 課

商船系大学・高等専門学校の学生の乗船実習を
内航の長距離フェリー及び大型貨物船を活用して実施

～官民連携により平成 26 年 7 月から
内航海運事業者による乗船実習を実施します～

- ① 船員を目指す商船系大学・高等専門学校の学生が、海技資格を取得するには、12 か月の乗船実習が必要です。
- ② 同乗船実習は、従来(独)航海訓練所が船員教育機関からの委託を受けて実施していましたが、その一部について、平成 26 年 7 月から、内航海運事業者の長距離フェリー及び大型貨物船を活用した社船実習を導入することになりました。
(外航海運は平成 21 年度に導入済)

内航海運業界においては、船員の高齢化とともに中長期的な船員不足が危惧されており、即戦力、実践力を備えた新人船員の育成が求められています。

このため、平成 24 年 3 月にとりまとめられた「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会報告」において、船員として就職後直ぐに求められる知識、技術を早期に習得することが期待されることから、(独)航海訓練所練習船による基礎実習と、海運事業者の自社船（長距離フェリー、大型貨物船）を活用した実践的な実習（社船実習）を組み合わせた乗船実習システムを内航海運事業者にも導入することが提言されました。

これを受け、国土交通省海事局では、昨年 10 月より、日本長距離フェリー協会、日本内航海運組合総連合会（内航総連）、内航海運事業者、及び船員教育機関（商船系大学、国立高専機構、商船系高等専門学校、(独)航海訓練所）と協議を重ね、社船実習船の設備基準、教員要件、訓練カリキュラム等の具体的な実施内容について検討を行ってまいりました。

この度、商船系大学・高等専門学校の学生を対象とした社船実習を平成 26 年 7 月より開始することとして、実施要領がまとまりましたので、お知らせします。

なお、海技教育機構（海上技術学校・海上技術短期大学校）の生徒・学生を対象とした社船実習は、平成 25 年 10 月より実施します。

これにより、外航及び内航船員を志望する商船系大学・高等専門学校の学生を対象とした社船実習システム、内航船員を志望する海技教育機構の生徒・学生を対象とした社船実習システムが確立されることとなります。

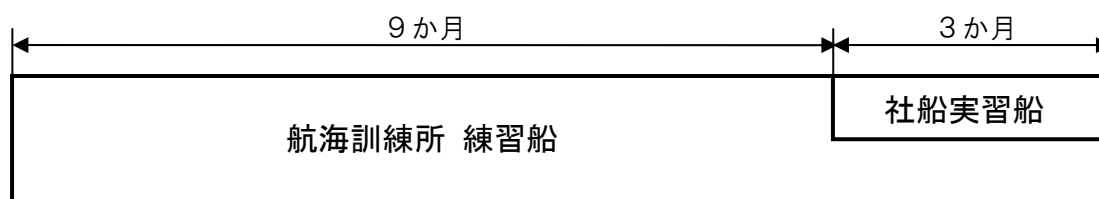
(添付資料) 社船実習の実施に係る基準等については、別添のとおりです。

<p>【問い合わせ先】 国土交通省（代表） : 03-5253-8111 海事局 海技課 船員教育室(直通) : 03-5253-8650 FAX : 03-5253-1646 担当者：村松（内線 45-175）、近藤（内線 45-173）</p>
--

社船実習（内航三級）の実施に係る基準等について

(1) 社船実習の内容

- 商船系大学・高専生が、航海訓練所で実施する海技資格（三級海技士）取得のための乗船実習（12 か月）のうち、後期3か月を、長距離フェリー及び大型貨物船を活用して行います。



- 実習内容は、航海訓練所が行っている訓練カリキュラムの他、荷役作業といった実務的な内容も実施し、実習生が就職後直ちに求められる知識、技術を早期に習得することを図ります。

(2) 社船実習船の基準など

- 「沿海区域」以上を航行する総トン数 1,600 トン以上、出力 3,000kW 以上の船舶で実習を実施することとなります。
- 船舶に搭載する設備として、
航海船橋には、海図机、海図、ジャイロコンパス、レーダー
機関室には、出力装置、補機、電気設備、自動制御装置など、
通常の内設備が整っていれば実施可能となります。
- 実習生を指導する教員は、三級海技士（機関部は内燃限定可）以上の海技免状を保有している船長、機関長、航海士、機関士である必要があります。